

唐末五代前半期の朝儀について

—入閣・起居・常朝を中心に—

松本 保宣

はじめに

筆者は、唐代の朝儀についていくつかの論考を発表し、その中で常朝と入閣の概念について私見を呈示した^①。概論すれば、「常朝」とは百官が毎日朝参し、建前の上では皇帝に謁見する朝儀であるが、実際は毎日皇帝が御殿に出御するとは限らず、中朝（大明宮の場合、宣政殿）に参じて立班した常参官が「陛下はお出ましにならない」旨を宣ぜられ、退朝するものである（これを仮に「宣不坐」と呼ぶ^②）。これに対して、実際に皇帝が出御する日（原則二日に一度の奇数日）には仗衛を内朝（大明宮の場合、紫宸殿）に喚び、それに従い常参官が東西上閣門を入って参上するので「喚仗入閣」といった。これが「入閣の儀」である。すなわち、「常朝」とは皇帝の出御しない「宣不坐」と皇帝にお目にかかれる「入閣」に分かれるのである。唐代後半期では二日に一度の視朝原則が徹底されず、希少性の高い「入閣」が史書に特記され、特別な儀礼のような印象を後世に与えるようになった。しかし、実際のところ「入

閣」は常朝の一種にすぎず、その場は大明宮紫宸殿であつた。

以上の推論によつて、筆者は北宋で意味不詳となつた盛儀「入閣の儀」の真相と、唐代宮城の朝儀における殿宇の役割分担について仮説を提唱したのである。その後現在に至るまで拙論に対する反論が出されていない^④。そこで、筆者は前述の仮説に基づいて、五代中原王朝の朝儀制度、とりわけ常朝と起居・入閣の儀について考察したい。この問題については陳戊国・杜文玉・耿元驪各氏がすでに考察されているが、唐制との関連・継承について筆者の仮説を導入すれば、まだ論じる余地があると思量した次第である。考察の下限を五代前半期としたのは、副題にある入閣・起居の制が後唐において基本的に確立し、北宋に至るまで継承されたからである。なお、本稿では誌面の都合で朝参・朝儀の制度をとりあげ、皇帝と臣僚間の諮問・上奏の制すなわち聴政については、別稿で論じたい。

表一が五代の洛陽・開封・鄴都の宮殿名の沿革表（参考図一・二）、表二が唐末から五代の朝儀制度の変遷年表、表三が同じく唐末から五代の朝儀の実践例のうち、挙行した殿宇が判明したものを一覽表にしたものである。以下、引用史料については原注を○に入れ、筆者注を◇にする。また明版『冊府元龜』の避諱による嘗は常にあらためた。

一、唐末の朝儀

天祐元年（九〇四）、覇者朱全忠は昭宗を洛陽に拉致して長安を破壊、遂には弑逆に及んだ。唐朝最後の皇帝哀帝は、翌天祐二年（九〇五）五月四日に洛陽宮の殿・門の名称を変え、朝儀の中心となる正殿宣政殿（旧武成殿）を貞觀殿と改名した（表一・三、図一）。この時期の朝儀の状況について『旧唐書』卷二〇下、哀帝紀（表二・一）に関連

記事が見える。

戊午。敕す。東上閣門・西上閣門、比ごろ常の出入、東上を以て先と爲す。大忌進名なれば、即ち西上閣門便と爲す。比ごろ閹官權を擅にするに因り、乃ち陰陽を以て位を取る。南面を思わず、但だ西門を啓く。邇來相承け、未だ更改を議せず。其の稱謂を詳にするに、舊規に爽うに似たり。今年五月一日より後、常朝の出入、東上閣門を取れ。或いは奉慰に遇はば、即ち西上閣門を開け。永く定制と爲せ。所司に付せと。

とあり、常朝（入閣）が依然として行われていたことがわかる。上閣門に入る日が入閣日である。しかしながら、同年十二月十七日には次の勅が出され、常朝の制は改変されてしまう（表二一四）⁶。

辛丑。敕す。漢の宣帝中興し、五日に一たび朝を聽く。歴代の通規、永く常式爲り。近代舊儀に循わず、輒ち制度を隳し、姦邪の計を得、臨視の常を失うを致す。須く舊規を守り、以て定制に循うべし。宜しく毎月只だ一・五・九日延英を開き、計九度を許す。其の入閣の日、仍つて延英の日に於いて、一度指揮す。如し大段の公事有らば、中書門下勝子を具し、延英を開かんことを奏請せよ。日数を計らず。所司に付せと。又敕す。宮嬪女職、本と内任に備う。近年已來、稍や儀制を失う。宮人内を出て命を宣し、案御視朝に參隨するは、乃ち舊規を失う。須く永制を爲るべし。今後、延英坐朝の日に遇う毎に、只だ小黃門を令て祇候引從せしめよ。宮人擅に内門を出るを得ず。庶わくは典儀に循り、紛雜に至るを免れんことをと。

すなわち、聴政を毎月九回の延英殿に限定し、入閣の朝儀はその日のうちいずれかで実施することにしたのである。^⑦これは明らかに朝会儀礼及び聴政の制限であり、朱全忠が唐朝廷の君臣に対して行つた威嚇であろう。^⑧一・五・九の開延英であるが、その周期を示せば次のようになる。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	①				②				③	
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	④				⑤				⑥	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	⑦				⑧				⑨	

漢の宣帝の故事を引いている「五日に一度」とは、当日を起点にして中三日を挟んで五日目に挙行するという意味であろうが、③―④・⑥―⑦・⑨―①の部分では中一日しか空いてなく、満遍なく五日に一度というわけではない。『唐令拾遺補』による補訂儀制令五には、

諸そ在京文・武官、職事九品以上、朔・望日朝す。其の文官五品以上、及び供奉官・員外郎・監察御史・太常博士、毎日參ず。武官五品以上、仍つて毎月五日・十一日・二十一日・二十五日參ず。三品以上、九日・十九日・二十九日、又參ず。

とあり、これをまとめると次のようになる。^④

- ①文官五品以上・供奉官・員外郎・監察御史・太常博士：毎日
- ②武官三品以上：朔・望十五日・十一日・二十一日・二十五日十九日・十九日・二十九日
↓月九日＝九参官
- ③武官五品以上：朔・望十五日・十一日・二十一日・二十五日
↓月六日＝六参官
- ④在京文武職事九品以上：朔・望↓月二日

つまり、唐令の②武官三品以上の周期と一致する。朱全忠の改制は恐らくこれを踏まえたものであろう。唐代前期においても五日に一度祝朝が制度化された時期もあり、その意味では全く根柢の無い制度ではない。^⑩

次に天祐三年（九〇六）六月二十日には、次の勅が出された（表二一五）。^⑪

壬寅。敕す。文武百僚、毎月一度、貞觀殿に入閣す。貞觀は大殿にして、朝廷の正衙なり。正至の辰に遇はば、羣臣の朝賀を受く。比来、祝朝するに、未だ規儀を正さず。今後、崇勳殿に於いて入閣せん。所司に付せと。

毎月一度の入閣を行っていた貞觀殿を、正衙の殿であり元旦・冬至の大朝会を挙行する場であるとして、崇勳殿に入閣することに変更した。貞觀殿は旧武成殿であり（表一・図一）、唐代前半期では内朝の朝会（つまり入閣）を行

う殿宇であつた。¹²⁾ 一方の崇勲殿は貞觀殿の背後にある殿宇である。¹³⁾ 大朝会の正衛と入閣の内殿のセットは、長安大明宮の宣政殿―紫宸殿に相似し唐制に忠実であるが、問題は貞觀殿が中軸線から西に偏した脇殿で、元來は入閣の御殿であることである。すなわち唐代盛期の制からすると、宮城の規模が縮小し、中軸線が西にずれたことになる。これは鈴木巨氏が指摘されたように、本来の正殿含元殿（旧乾元殿、表一・図一）が則天武后によつて明堂にされた影響か、¹⁴⁾ 或いは、安史の乱以来衰微していた可能性も考えられる。いずれにせよ、宮城中軸線の西方にもうひとつの軸線が形成されたことを意味する。¹⁵⁾

ところで、前掲天祐二年十二月十七日の改制による延英殿であるが、元來延英殿とは宰相以下の少数の官人が皇帝と議政する密室の聴政であり、そうなると百官が朝参するのは入閣の時だけ月一回の印象を受ける。しかし表二―六によると、

全忠奏す。文武兩班、一・五・九の朝日。元帥府廊殮を排比せんと。敕して曰く、百官入朝し、兩廊に食を賜う。遷都の後、有司官供を闕く。元帥梁王大綱を整えんと欲し、復た故事を行う。其の班列を俾け、益す優隆を認めしむ。宜しく詔を賜い獎飾すべしと。

とあり、先の一・五・九の日を「朝日」「百官入朝」と称しており、宮殿の廊下で食事を賜ふこと（廊下食或いは廊下餐¹⁶⁾）を提議している。つまり延英の日も百官は朝参していたことになる。しかし、そのまま皇帝に見えていたなら入閣と区別がつかないので、恐らく延英日は、百官は朝参するだけで退朝したものと思われ、前述した「宣不坐」に相当するのであろう。この際、宰相は別行動を取り、延英殿に進入して哀帝に謁見したものと考えられる。そし

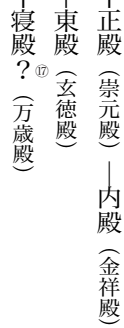
て月九日のうち一度は朝参した百官を崇勲殿に喚び、闕見したのであろう。これが「仍つて延英日において、一度指揮」の内容である。唐代盛期の制度との違いは、原則二日に一度の入閣が、月一度になってしまったことである。同様に、往事の毎日朝参―宣不坐―退朝が月九回となった。しかし、その他の日は百官の朝参が一切無かつたかについては不明である。皇帝に直接見えることのない「宣不坐」朝参が、朱全忠にとつてとりたてて都合の悪い事ではないので、或いは継続されていた可能性もある。

二、後梁の朝儀

朱全忠は汴州を本拠地とし、後梁建国後（九〇七年）同地を開封府と改め東都とし、洛陽を西都とした。開封は唐時代の宣武軍節度使であつたが、殿・門額を命名して宮城の体裁を整えた。『冊府元龜』卷一九六、閏位部、建都（表一―五）に、

梁太祖開平元年四月。唐の禪を受け、汴に都す。詔して曰く〈中略〉宜しく汴州を升して開封府と爲し、名を建て東都とすべし。其の東都、改めて西都と爲す。仍つて京兆府を廢して雍州刺史、佐國軍節度使と爲す。是の月、宮殿門、及び都門の名額を制す。正殿を崇元殿と爲す。東殿を玄德殿と爲す。内殿を金祥殿と爲す。萬歲堂を萬歲殿と爲す。門は殿名の如くせよと。

とあり、殿宇の詳細な配置は不明ながら、概ね以下の構造が推定される。



すなわち、正殿である崇元殿と略式な内殿金祥殿の組み合わせと、崇元殿と玄德殿の東西並列制であり、唐末の洛陽宮の構造を取り入れたものと推定されている。¹⁷⁾

また、朱全忠は即位を内殿の金祥殿で行っており(表三一、二)、表三を見ると、元日朝賀も同殿で挙行し、東上閤門拜表という略儀も取り入れられている。後梁一代を通じて開封の宮殿はそれほど活発に使われた形跡がない。¹⁸⁾

同年十月には、朝儀の制度が決せられた。『冊府元龜』卷一九七、閏位部、朝会に(表二一九)、

御史司憲薛廷珪奏請す。文武百官、舊に仍つて朝參せんと。是に先んじて、帝北虜を親征せんと欲す。朝臣に命じて先に雒都に赴かしむ。是に至り、其の期を緩め、乃ち奏する所を允す。宰臣請う、毎月初め入閣し、望日延英にて聽政し、永く常式と爲さんことをと。

とあり、朔・望の月二回に各々「入閣」・「延英」の名目がつけられた。

他方、帝都としての洛陽の地位は依然として保持され、朱全忠の意中も洛陽遷都にあったことは周知の事実である。²⁰⁾ 彼は開平三年(九〇九)正月に洛陽にて郊祀を行い、翌四年の元旦には、朝元殿で礼楽を揃え大朝会を行った(表三一五)。これ以前に洛陽の正殿名を変え、貞觀殿を文明殿、含元殿を朝元殿としていたが(表一一六)、そもそも

朝元殿（旧含元殿）とは、隋唐の洛陽宮の中軸線上の正衙であり、かつて武则天の明堂が築かれた由緒ある場であった（図一）。この後、冬至の大朝会を朝元殿で行い、月旦の入閣の儀を文明殿で行う事例が見え（表三一・一六・一七）、明らかに開封府よりも朝儀は整備されていた。

ここで注意しなければならないのは、入閣の儀が文明殿（唐末の貞觀殿）で挙行されていることである。唐末では入閣の儀は正衙貞觀殿ではなく崇勳殿で行っていたが、これを毎月一回月旦に正衙で挙行することにより、あたかも莊重な儀式の如き位置付けがなされることになった。張洎・歐陽脩ら宋人が批判する、入閣を盛儀とみなす認識²²は、この後梁の制に兆すといつてよい。

次に、朔日入閣・望日延英が後梁の朝儀全てであったかというところではない。表二—一〇の記載史料を見ると、梁の韓建、太保・門下侍郎平章事爲り。開平三年六月。太祖、建及び薛貽矩を以て、毎に案前に於いて敷奏する所有り、頗る事機に協い、深く獎毅を加う。各の繪帛を以て之に錫う。三年、宣旨す。太保韓建、毎月且・十五日の入閣稱賀なれば、即ち朝に赴か令む。餘時、入るを用いずと。優禮を示すなり。

とあり、大臣に対する特例として朔望の入閣以外は朝参を免じている。望日も入閣と称しているので、延英殿という名称は有名無実化したのかもしれない。また、「余時入るを用いず」とは、召対などの聴政での謁見を免除するという見方もできるが、「優礼」というからは朝参の免除の方が妥当性が高いと思われる。また、表三一〇・一一・一二であるが、

八月甲午。勅す。朕干戈尚お熾にして、華夏未だ寧かならざるを以て、宜しく卑菲の言に循い、用て雍熙の化を致すべし。八月一日起り、常朝は、金鑾・崇勲兩殿に御せず。只だ便殿に於いて聽政せんと。

とあつて、八月一日以降「常朝は金鑾・崇勲兩殿に御せず」と言明しており、当然それ以前は御していたのであるから、金鑾・崇勲の内殿の常朝が復活していた。²³つまり、正至朝賀（朝元殿・文明殿）▽朔望入閣（文明殿）▽常朝（金鑾・崇勲殿）の等差が生じていたものと思われる。表二一五に、

梁の貞明中。中書門下奏す。文武常參官、今日日より、三日の常朝を連ね詔る。先の宣旨に准じるに、三日後毎に、一日の朝參を放つは、右臣等商量するに、望らくは進止に准じ今日朝參を放ち、以て便ち宣行いて詔らんことをと。

とあり、三日常朝するごとに一日朝參を免じる規定がされており、どうやら後梁においても毎日朝參が実行されていたようである。²⁴ただし、どの程度の頻度で崇勲殿等の内殿で臣僚に閲見していたかは残念ながら不明である。いづれにせよ、常朝で内殿に出御して群臣を閲見していたとすれば、唐制により近い制度といえよう。

後梁の制で特筆すべきは、それらの常朝とは区別され朔日入閣が特別な儀礼として前殿で挙行されることになったことである。表二一四記載史料に、

乾化元年九月辛巳朔。帝文明殿に御し、群臣入閣す。刑法・待制官、各の奏事す。

とあり、刑法官・待制官は唐朝の儀制であり、伝統的旧儀の様相を呈している。

こうした制度変遷の因由は詳らかにし難い。或いは、唐末に朝廷への圧迫として入閣の制限を施した結果、入閣の希少性が高まり、同時に文明殿背後の崇勲殿が政治の場として浮上するにつれて、文明殿の荘重さが増す、といった両々相まつた結果が、盛儀としての前殿入閣の出現をもたらしたのではあるまいか。その背景として、後梁が王朝の儀制を整える過程で、一度否定した唐制とは異なる形で復活したのである。

三、後唐の朝儀

同光元年（九三三）十月、莊宗李存勗は後梁を開封に滅ぼし、十二月、洛陽に移駐して再び王朝の首都とした。表二一九に、この時期の朝会を窺う奏議がある。

後唐同光元年十二月。中書門下奏す。毎日の常朝、百官皆拜するに、獨り兩省官拜せず。本朝の故事に准じるに、朝退き廊下にて食を賜る。これを廊餐と謂う。百官遂に謝食拜有り。唯だ兩省官、本省に廚有りて、廊餐に赴かず。故に拜せず。伏して僊宗蜀に幸して迴るより、多事の後を以て、遂に廊餐を廢す。百官の拜儀、今に至るまで未だ改めず、將に五十載ならんとす。禮恐らくは停め難し。唯だ兩省官獨り尚お拜せず。豈に終日朝に趨くに、曾て一拜もせざる可けんや。獨り班列において異同する所有り。言官の若きは是れ近臣なり。禮に於いて尤も宜しく肅謹なるべし。今後起り、逐日の常朝、不坐を宣すれば、職事官押班拜せざるを除くの外、其の兩省官、東西班と並びに齊拜せんことをと。これに従う。

後唐は唐朝の継承を標榜していたので、文中の本朝の故事とは大唐の制である。いわゆる廊下食（廊餐）の際、両省官のみが自分達の官衙の食事を取るのも、他の百官と違い謝恩の拝礼を行わなかった。それに違和感を抱き拝礼することになったのである。この際の拝礼のタイミングが「逐日の常朝、不坐を宣」する時であった。すなわち、宣不坐―退朝の常朝が常態化していたのである。これが後梁經由の制なのかは不明であるが、少なくとも、後唐の当局者達はこれに疑問を感じていない。

同光年間には莊宗の驕逸ふりでは知られるが、表二一九～二二二の如く、朝儀の振興と励行は行っており、表三の如く、その中心は文明殿であった。しかし、後述のように入閣は朔日のみなので、常朝の宣不坐が常態化していれば、実質的に皇帝が百官に見えるのは月一度であった。表二二二・二二二のように入閣の儀制を整えることは、唐制の復元を目指したものであっても、それが月一度の盛儀であったことから、事実上唐制の実態から離れたものになっていったのである。⁸⁾ 一方、表二二三にあるように、同光年間においても、朝参そのものは相変わらず、通常毎日が原則であつたらしい。

莊宗が政変に遭い洛陽宮にて斃死した後、李嗣源が洛陽に乗り込み即位した。後唐の明宗である。彼は謹直な君主で、表二・三に歴然と見られるように、朝儀の振興に意を用いた。⁹⁾ 彼が即位して十日余り後に打ち出したのが、表二―二四の五日起居の創始である。『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会二に、

〔天成元年九二六年〕五月丁巳。内より御劄一封を出し、宰臣に賜い、文武百寮に曉示せしむ。毎日正衙常朝の外、五日に一度、内殿に赴き起居せよ。宰臣・百官、文明殿庭に班し謝せ。其の中書、非時急切公事有らば、延英を開かんことを請え。此の限に在らず。

とあり、正衙の常朝の他に五日に一度、内殿に赴き起居するとある。ここでいう正衙・内殿について、『資治通鑑』卷二七五、天成元年五月の条に、

丁巳。初めて百官を令て正衙常朝の外、五日に一たび内殿に赴き起居せしむ（時に正衙の常朝、文明殿に御す。朔望もこれに御す。内殿とは中興殿なり）。

とあり、胡三省の注では、正衙を文明殿、内殿を中興殿としている。中興殿とはもとの崇勲殿である（表一）³⁰。起居とは安否を伺い挨拶することであり、百官の皇帝に対する謁見儀礼となった。さて、五日の周期であるが表三によると、日付が、**一・二・五・七・九**・**一一**（二回）・**一一**（二回）・**一八**（二回）・**一一**（二回）・**二五**・**二八**・**二九**であり、網掛け数字が唐制の九参官及び唐末の五日一度の朝参日である。唐制では避けられていた偶数日が存在するので、唐制を厳格に実行したのではなく、固定したサイクルは実質無かったと思われる。しかし、史書の日付は干支の誤りが多く、ここでは断定せずに判断を保留したい。

この五日に一度の起居の礼により、百官が皇帝に見える頻度は増加した。表三に見られるように史書に実行例が記され、この後、宋代に至るまで継承される典制となったのである。³¹ 耿元驪氏は、『旧五代史』卷四七、唐書二三、末帝紀中、清泰二年（九三五）秋七月丙申の条に、

御史中丞盧損奏す、天成二年（九二七）七月の敕に準ずるに、毎月首、十五日入閣し、五日起居を罷むとあり。臣以爲えらく中旬に排仗するは、聖躬を勞する有り。只だ月首を以て入閣し、五日起居は舊に依らんこ

とを請うと。

とあるのを以て、天成二年七月に五日起居が廃止され、『五代会要』巻五、待制官に、

長興二年（九三二）八月。敕す。今後、宰臣文武百官、五日毎の内殿起居、舊に仍れ。其の輪次轉對、宜しく停むべし。若し見る所有らば、非時上表を許す。其の朔望・入閣待制・候對、一に舊規に依れ。

とあるのを以て長興二年に復活したとされるが、前者は、『冊府元龜』卷四七六、台省部、奏議七に、

〈清泰二年〉是年〈盧損〉又上言す。〈中略〉又天成元年七月の勅に准ずるに、毎月十五日に入閣を加え、五日の起居を罷む。臣等以えらく、中旬の排伏（仗？）、聖躬を勞する有らん。請う、只だ月首を以て入閣せん。五日の起居、舊の如くせんと。

とあり、天成元年七月の可能性があり（表二一三二）、しかも、その内容は、十五日に入閣するので、この日の五日起居をやめるという意味であり、起居制度自体を廃止したものではない。後者については、確かに長興二年に五日起居を復活し、それ以前は廃止していたかの印象を受けるが、表三にあるように天成二年八月以降も起居を実施しており、長興二年三月二十八日の史館の上奏（表二一六一）に、

伏して舊例に准ずるに、國朝に時政記、并に起居注有り。並に合に送館し、以て纂修に備うべし。近代以來、此の事を行うを缺く。祇だ入閣に遇う毎に、兼て内殿起居を以て、朝臣待制し、公事を轉對し、逐人當館に抄送せんことをと。

とあつて、少なくとも同年三月時点で、内殿起居が行われていることがわかる。仮に内殿起居が停止されていたとしても、半年程度の期間であろう³⁴⁾。

先述のように莊宗時代、百官が皇帝に見える朝儀が衰微していたので、五日起居創始は、皇帝が群臣との間で威儀を正し、阻隔を防ぐ上で有効な手段となつたであろう³⁵⁾。その実質的意義は礼制の強化であつた。

次に入閣の儀制について見る。後梁の時期、入閣は月一回と制したが、先述のように望日も入閣と稱して謁見していた可能性がある。後唐では、実例に徴するに同光年間は朔日入閣のみである(表三)。そこで、天成元年五月三十日の勅で、望日も入閣することとなつた(表二二六)。

乙酉。勅す。毎月十五日廊下食を賜う。本朝承平の時、常參官毎日常退き、食を廊下に賜う。これを廊食と謂う。乾符亂離より已後、庶事草創し、百司經費足らず、毎日の賜無し。但だ月旦入閣の日に遇わば食を賜う。帝初め即位し、始めて諫官の疏奏して請うに因り、文武百寮五日に一たび起居す。帝を便殿に見ゆ。李琪以爲らく、故事に非ずと。五日を以て繁と爲し、毎月朔・望日、皆入閣し、廊下食を賜り、五日起居の儀を罷めんことを請う。是に至り、宣して毎月朔・望、皆入閣すること奏に依れ。五日に一度の起居、停廢するを得ずと。遂に以て常と爲す。

とあり、もともとは御史中丞李琪³⁶の、五日起居を廢して朔望入閣を復活する提議を受けたものだが、明宗は五日起居を継続し、その上で朔望入閣の制を復活したのである。朝儀制度の振興は明宗の意によるものであることがわかる。文中、「乾符乱離」つまり黄巢の乱より、朔日入閣のみ賜食となったとあるが、「一、唐末の朝儀」で述べたように、一・五・九の日に賜食しており、恐らく後唐の当局者は、これを朱全忠の仕業として無視しているのであろう。「はじめに」で説いた如く元来、入閣は二日に一度の常朝であったが、後唐の改制により、朔望月二回入閣が定着することとなった(表三)³⁷。

歐陽脩は『新五代史』巻五四、李琪伝において、入閣の盛儀でないことを指摘し、前殿入閣の不可を論じる³⁸。しかし、前提となる唐制の理解は筆者と異なる。そもそも、唐制では朔望朝儀の場は宣政殿であった。また、唐代後半期になると朔望は祝朝しなくなる。いずれにしても朔望入閣は唐代盛期の制ではない³⁹。後唐において、朔望前殿入閣が定着したのは、大唐の制に倣ったというよりも、むしろ朱全忠の改制が潜在している可能性がある。

また、表三によると、後唐を通じて洛陽の正殿のうち主に使用されたのは文明殿であり、元日朝賀にも使用されており、明堂殿(旧朝元殿)はあまり使用されていない。一方、開封の行在では、中軸線上の崇元殿が大朝会・入閣の場であり、五日起居は東殿玄徳殿である。文明殿は西に偏した殿であるが、事実上のメインホールで、入閣はメインホール即ち前殿の行事であったことが看取できる。

また、特殊な朝会として五月一日の大朝会がある。表二―四七に、

後唐天成三年(九二八)十月二十一日。中書奏す。冬至の日(中略)又、(貞元)七年(七九二)四月二十八日の敕に、昔は聖賢、法象を仰ぎ觀、天地交會の次に因り、父子相親の儀を爲す。沿襲して風を成し、古今

易えず。王者事を制するは、人に因るに在り。其の情を酌して中を用い、其の俗に順い以て禮と爲す。威觀の禮、既に父子の間に行われる。事に資するの情、豈に君臣の際を隔てんや。今より後、毎年五月一日、宣政殿に御し、文武百寮と相見えん。京官九品已上・外官朝奏に因つて京に在る者、並びに列に就くを聽す。宜しく所司を令て、儀注を量定せしめ、天下に頒示し、仍つて禮式を編み、永く常規を著さんと。伏して以うに本朝の舊典、近代行わず。方に開泰の朝に當り、會同の禮を曠しくし難し。宜しく墜典を興し、以て明廷を耀さん。五月一日、應ゆる在京九品以上の官、及び諸道進奉使。並びに貞元七年敕に准じ、位に就き起居せん。此れより毎年永く常式と爲さんと。勅を奉ずるに、宜しく依るべしと。

とあつて、大唐の徳宗貞元七年の勅の、毎年五月一日に宣政殿に御して在京九品以上の官を閲見する儀注を再現することとなつた^④。朝儀の場所は、洛陽宮の文明殿であり、開封の崇元殿であつた(表三)。ところで、唐徳宗の貞元七年勅は、憲宗の元和三年(八〇八)に、礼經に基づかない術数の説として廃止されたものである^⑤。しかし、表二―二に、

戊午(中略)又敕す。朕上天譴見るを以て、殿を避け躬を責めんとす。宜しく朔會に正殿に朝すべからず。其の五月一日の朝會、宜しく權に停むべし。

とあり、哀帝の天祐二年に天文異変で五月一日の朝會をかりにやめるといつているので、唐末に復活していた可能性がある。そして、この五月一日の前殿大朝會は、北宋に受け継がれるのである^⑥。前掲、中書の奏議に「方に開泰

の朝に当たり、会同の礼を曠しくし難し、宜しく墜典を興し、以て明廷を耀かせん」とあり、廃された大唐の礼典を復興させることに目的があつたことが窺われる。たとえ、名君憲宗に否定された制度であつても、それが大唐の典禮である以上、後唐の当局者にとつては価値あるものであつた。表二にあるように、明宗朝は朝会儀礼の整備が急速に整えられた時期であり、君臣会同の礼であるところもその理由の一つであろう。また、常参官だけでなく在京九品以上が参加するところから大朝会として位置付けられ、朝会の等差を増やすものであつた。

次に常朝について見てみよう。表二―二五に、

天成元年五月十九日。敕す。本朝の舊日、趨朝官、待漏院に置き、子城の門開くを候ち、便ち入りて立班す。如し不坐に遇えば、前一日の晩、便ち宣す、來日兩衙坐せずと。其の日纔に明くれば、閣門に立班し、便ち不坐を宣す。百官各の退き司に歸る。近年已來、正殿に坐せざるに遇うと雖も、或いは是れ延英宰臣に對し、或いは是れ内殿にて機務を親決す。所司舊制に循わず、往往辰巳の時に及び、尚お未だ放班せず。既に日色已に高く、人心咸な倦むを致す。今後若し不坐の日に遇わば、未だ内殿に御さざる前、便ち閣門使を令て不坐を宣せしめ、朝を放ち退班せしむ。

とあり、大唐の制では皇帝が出御しないことが予告された上で、なおかつ閣門の前、すなわち宣政殿に立班し、「不坐」が宣されて退朝していたことを述べる。それに対して「近年已來」では、正殿に出御しない日でも、午前七時から十一時ごろまで、朝臣が退朝しないで立班していたことがわかる。そこで今後、大唐の制に倣い朝見の無い日は、閣門使が「不坐」を宣して放朝退班することとしたのである。文中、「延英对宰臣」と「内殿親決機務」が朝

儀とは別に行われていたことを示しているが、これは唐代の延英殿のような密室の聴政であり、別稿であらためて論じたい。本稿では、五代において百官朝参の朝儀と聴政が制度的に分離し始めたことに留意したい。百官は入閣・五日起居の日以外でも朝参・立班しひたすら放朝を待ち続けたのである。表二一四〇に、

丙申。詔して曰く、君は臣を使うに禮を以てし、臣は君に事えるに忠を以てす。禮は一日として修めざるべからず、忠は一夕として念ぜざるべからず。二者全うすれば、則ち上下順う。一途廢せば、則ち出入差う。須く綱維を振り、以て規矩を嚴しくすべし。凡そ策名の列に在らば、皆辨色の朝を知る。儻し夙興せざれば、是れ匪懈を虧く。君上政を思い、猶お自ら衣を未明に求め、下の爲に服勤す。固より合に假寐して旦を待つべし。宜しく御史臺を令て、徧く文武兩班に示せ。此れより、毎日早く朝参に赴き、職司既に整齊を得ば、公事的として壅滞無し。如し或いは尚お茲に懈怠あらば、具に録して奏聞せよと。

とあり、毎日の朝参を励行しており、これは五代末期に至っても申明されている。表二一一〇に、

顯徳五年閏七月一日。御史臺奏す。文武百官、毎日朝参に赴むくに、到らざれば、如し是れ常朝到らざれば、本官の料錢の上に於いて、毎貫二十五文を罰せよ。如し是れ内殿起居・入閣行香・城を出て集を衆む及び非時の慶賀・御殿の横行参、到らざれば、並びに是れ罰を倍せんと。

とあり、常朝を怠った罰金が内殿起居・入閣行香・出城衆集・非時慶賀・御殿横行参^④よりも軽く半額であつたこと

からも、常朝が入閣・内殿起居などと違って皇帝が出御しない儀礼であったことは明らかである。^④

おわりに

大唐の制と五代の朝儀の頻度による等差を比較すると次のようになる。

- A 元旦・冬至大朝会 ∨ B 朔望朝会（唐代後半期は実施せず） ∨ C 奇数日入閣 ∨ D 宣不坐退朝
 A 元旦・冬至・五月一日大朝会 ∨ B 朔望入閣 ∨ C 五日起居 ∨ D 常朝

大唐の制では、CとDが同じ常参の括りにカテゴライズされるのに対して、五代のそれは別物であった。「常朝」は虚礼と化したのである。大唐Cがあくまで常朝の一環だったのに対し、五代Cが起居という別のカテゴリーとして独立したからである。さらに、入閣が朔望の朝会へと玉突きのごとく押し上げられたのである。明宗の改革は勤政を志向したものであったが、反面、百官が立班して退朝するだけの不思議な儀礼「常朝」を決定づけた。^⑤ また、B朔望入閣は、唐代前半期で太極殿（大明宮宣政殿に相当する）にて朝参していたことに鑑みると、朔望前殿視朝という性格から同義異名となる。^⑥ この場合「入閣」という名が正しくないのである。歐陽脩の所説は「朔望は前殿に出御しない」という点に問題を含むものの、「正名」の観点からいえば同意できるものである。

また、大唐の制は原則奇数日入閣ではあったが、輟朝・放朝や皇帝の怠慢などで必ずしも二日に一度皇帝に謁見できるわけではなかった。^⑦ 一方、五代明宗以降、朔望入閣を含む五日に一度のサイクルで皇帝に謁見したので、必

ずしも朝儀が衰微したとはいえない。むしろ、五月一日の大朝会を実施するなど、儀礼としての密度が濃くなったといつてよい。そこには、皇帝—君臣関係を整理し、威儀を正し、それを再生産するという機能があり、それは權威が低下した五代の皇帝にあつては、切実な要求であつた。

問題はそれが著しく儀礼化したことで、これらの朝儀に上奏の実質はほとんど無かつた。^② それでは、五代の聴政の実態は如何なるものであつたか、この問題については今後別稿で論じたい。

注

- ① 拙著『唐王朝の宮城と御前会議—唐代聴政制度の展開』第二部第三章（晃陽書房、二〇〇六年、初出二〇〇三年）・拙稿「唐代前半期の常朝—太極宮を中心として」（『東洋史研究』六五—二、二〇〇六年）。
- ② 拙稿「唐代朝参和“宣不坐”之儀」（『黎虎教授古稀紀念—中国古代史論叢』張金龍氏編著、世界知識出版社、二〇〇六年）。
- ③ 吉田歆氏『日中宮城の比較研究』第一部第三章（吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九八年）は、筆者の想定に反対し、概ね歐陽脩説（『新五代史』卷五四、李琪伝）に近い、宣政殿出座の朝儀制度を想定されているが、注①諸論は吉田説に対する批判・反論である。また、筆者の想定は宋人張洎の所説（『続資治通鑑長編』卷三三、太宗淳化二年（九九二）十二月丙寅朔日の条）に近く、決して前人未踏というわけではない。前掲注①拙論参照。
- ④ 廣瀬憲雄氏は外交儀礼の分野で筆者の拙論を引用されて唐・五代・北宋の制度変遷を説かれている。『東アジアの国際秩序と古代日本』（吉川弘文館、二〇一一年）第三部第一章及び第二章参照。
- ⑤ 陳戊国氏『中国礼制史—隋唐五代卷』（湖南教育出版社、一九九八年）・杜文玉氏『五代十国制度研究』第六章（人民出版社、

- 二〇〇六年、初出二〇〇五年）・耿元驪氏「五代礼儀制度考」（任爽氏主編・趙旭氏副主編『五代典制考』中華書局、二〇〇七年、第一章）また、呉麗娘氏は、五代の中央と地方の儀礼關係について、節度使入覲と朝参の制について論じられている。同氏『唐礼披遺—中古書儀研究』（商務印書館出版、二〇〇二年）。さらに転对奏事など聴政に関しては、陳暉氏「従面对到上章—中唐至五代次对、転对制変遷研究」（『歴史教学』二〇一三—二〇一四）参照。
- ⑥ 『冊府元龜』卷二〇八、帝王部、朝会二は、昭宗天復二年（九〇二）十一月、十二月の条に繫年するが、日付まで明記している『旧唐書』の記事に従う。『資治通鑑』卷二六五及び秦蕙田『五礼通考』卷一三三参照。
- ⑦ 延英殿とは日常的に皇帝が宰相以下の少数臣僚と御前會議を開く場で、長安の大明宮にあつた。注①拙著参照。洛陽宮の延英殿については、唐の貞觀殿（五代の文明殿）の北に所在したようであるが、同じく貞觀殿の北に位置したと思われる崇勳殿（後掲注⑬）との位置關係はやや不明瞭である。『宋会要輯稿』方域一之一、図一参照。
- ⑧ 朱全忠はこれ以前、十二月十三日に腹心であつた枢密使蔣玄暉を唐朝派とみなして斬り、十六日には枢密使と宣徽南院使を廃している（『資治通鑑』卷二百六十五、天祐二年条参照）。この事件が恐らく唐朝廷に対する朱全忠の猜疑心を増し、それが朝儀の制限に繋がつたものと思われる。また、同時に宮人の宣命や視朝参加を禁止しているのは、蔣玄暉と結んだとされる何太后周辺への警戒であろう。『旧唐書』卷二〇下、哀帝本紀、天祐二年十二月乙巳の条。
- ⑨ 九参官・六参官の呼称は、『冊府元龜』卷一〇七、帝王部、朝会二、貞元十三年（七九七）正月の条、『新唐書』卷四八、百官三、御史台の条、前掲吉田論著第二部第二章及び、前掲注①拙論参照。
- ⑩ 前掲注①拙論では、唐代前半期の五日に一度のサイクルを武官五品以上（六参官）に想定して立論したが、この朱全忠の改制に鑑みるに、或いは武官三品以上のサイクルが妥当するのかもしれない。この点に想到しなかつたのは筆者の迂闊であり、今後再考の必要がある。また、朱全忠の改制及び唐令の朝参②③④が全て奇数日で偶数でないのは、旬仮（十日・二十日・晦日）を避

けているのかもしれない。旬仮については、丸山裕美子氏「仮寧令と節日」（池田温氏編『中国礼法と日本律令制』吉川弘文館、一九九二年）参照。

- ⑪ 『冊府元龜』卷二〇八、帝王部、朝会二は、昭宗天復三年（九〇三）五月に繫年するが、この時、昭宗は洛陽におらず、従い難い。注①拙著第二章第一章。
- ⑫ 崇勳殿の配置に関する『宋会要輯稿』方域一之一の記述は、やや難解であるが、鈴木巨氏の所説に従う。同氏「中国の宮殿建築における前殿および朝堂（一）」（『文化学院建築科研究誌 QUADRATO』II号、一九八〇年）。
- ⑬ 前掲注⑬参照。
- ⑭ 傅熹年氏はこうした洛陽宮の二軸構造が、北宋開封の宮城構造に影響を与えたと述べられる。同氏主編『中国古代建築史二—三 国、兩晋、南北朝、隋唐、五代建築—』第三章第二節（中国建筑工業出版社、二〇〇一年）。しかしながら唐代前半期よりそうした傾向は存在した。武成殿が常朝の殿宇で、付近に中書省や則天武后の寢殿集仙殿が存在したからである（前掲注①拙著第二章第一章）。洛陽宮の政治空間の発展を方向付けたのは、則天武后であるといえよう。なお、唐末五代の洛陽についての概論として、中尾健一郎氏『古都洛陽と唐宋文人』第二章第七章（汲古書院、二〇二二年、初出二〇一一年）が挙げられる。
- ⑮ 『唐会要』卷二四、廊下食、『五代会要』卷六、廊下餐参照。
- ⑯ 後漢高祖・後周世宗は万歳殿で崩御している。『五代会要』卷一、帝号。
- ⑰ 前掲注⑮傅熹年氏著参照。
- ⑱ 表一と図二を参照すると、五代の開封の殿宇と北宋のそれは、崇元殿↓大慶殿を除くとあまり接点がない。北宋初期に大規模な宮城の改造が進んだものと思われる。また、東殿である玄德殿↓広政殿が五代期に活用されたのに対して（表三）、北宋では、大慶殿西の文徳殿↓垂拱殿が次要の軸線を為しているのが対照的である。西側軸線の構成は洛陽宮に倣ったものであろう。

- ⑳ 久保田和男氏『宋代開封の研究』第一部第一章（汲古書院、二〇〇七年、初出一九八八年）参照。
- ㉑ 『旧五代史』卷四、梁書四、太祖紀。
- ㉒ 前掲注③参照。
- ㉓ 金鑾殿は崇勳殿の西に所在したようである。『宋会要輯稿』方域一之一。
- ㉔ 『五代会要』卷六、輟朝に、
 乾化元年（九一二）五月。清海軍節度使、守侍中兼中書令劉隱冀。輟朝三日、百寮詣閣門奉慰。
 とあり、『冊府元龜』卷三一九、宰輔部、褒寵二、薛貽矩の条に、「又命輟六日・七日・八日朝參、丞相・文武、並詣西上閣門進名奉慰」とあり、また、『旧五代史』卷八、梁書八、末帝紀上、乾化三年（九一三）五月壬子の条に、
 詔曰、太祖皇帝六月二日大忌（中略）俯迫忌辰、音容永遠而莫追。號感彌深、而難抑。將欲表毛憂於中禁。是宜輟聽政於外朝、雖異常儀、願申罔極。宜輟五月二十二日至六月二十九日朝參。軍機急切公事、即不得留滯、並仰晝時間奏施行。宰臣文武百官三上表、以國忌廢務多日、請依舊制。詔報曰、朕聞、禮非天降、固可酌於人情。事繫孝思、諒無妨於國體。今以甫臨忌日、暫輟視朝。冀全哀感之情、用表始終之節。宰臣等累陳章表、備述古今。慮以萬幾之繁、議以五月之請。雖茲懇切、難盡允俞。况保身方、荷於洪基。敢言過毀、而權制獲申於至性、必在得中。宜自今月二十九日、輟至六月七日。無煩抑請、深體朕懷。
- とあつて百官が毎日朝参していたのは確実であり、本文所掲の表二一九の史料には、「文武百官、旧に仍つて朝参」とある。長期の輟朝をすると急切公事が留滞したというので、実際に聴政も行われていたようである。
- ㉕ 前掲注①拙著第一部、第五章、第六章参照。『旧五代史』卷六、梁書六、太祖紀六、乾化元年（九一二）二月庚午（十五）に、「幸白馬坡、詔金吾大將軍、待制官各奏事」とあり、これ以前から朔望の待制官奏事が行われていたものと思われる。
- ㉖ 表二一九について『冊府元龜』卷二九二、閏位部、立法制に同趣旨の史料があり、

乾化元年五月。詔。左右銀臺門朝參諸司使・庫使已下、不得帶從人（人力）出入。親王許二三人、執條牀手簡。餘悉止門外。闈入者、抵律。闈守不禁、與所犯同。先時門、通內、無門籍。且多動威車騎聚者、尤不敢呵察。至是、有一客星凌犯、上言者。遂令止闈。とあつて、後梁の宮城は門禁がいかげんで朝廷の威儀に欠けるところがあつた。

⑲ むしろ、前掲の正至朝賀（朝元殿・文明殿）▽朔望入閣（文明殿）▽常朝（金鑾・崇勲殿）の図式は、朔望の朝会を入閣と称さなければ、唐制の含元殿▽宣政殿▽紫宸殿の儀制に近い。前掲注①拙著第二部第三章参照。

⑳ 前掲注⑤杜文玉・耿元驪両氏論考は、同光年間に荘宗が日常的に内殿にて百僚に接見していたとして、『五代会要』巻六、雜録の次の史料を挙げる。

後唐同光二年（九二四）正月四日。四方館奏、常朝諸職員、多有參雜。今後、除隨駕將校、外方進奉使、文武兩班三品已上官、可於内殿對見。其餘並詣正衙、以申常禮。從之。

これは隨駕將校以下の官職に任命された者が内殿に赴いて謝恩する、いわゆる中謝である。杜氏はこの例が後述する明宗の内殿起居と実質的に変わらないと述べられているが、百官が参加する朝会儀礼（文中の正衙で挙行される常礼）とはやはり異なり、内殿におけるややインフォーマルな接見であろう。しかしこうした内殿接見が普段行われていたことはやはり注意すべきである。

㉑ 明宗に関する評伝として、やや古いが岡崎精郎氏の論考「後唐明宗と旧習（上）」（『東洋史研究』九一四、一九四五年）、「後唐明宗と旧習（下）」（同誌一〇一二、一九四八年）が北族の「共和的色彩」と伝統尊重主義・五代皇帝の權威確立などを説かれていて参考になる。

⑳ 胡注は、正衙常朝の際、文明殿に皇帝が實際御していたかのように言うが、後述のようにこれは疑わしい。

㉑ 前掲注⑤杜文玉氏論著。

㉒ 本文引用の『冊府元龜』の記事に、宰相・百官は文明殿庭に班して謝するとあるが、同書卷五一七、憲官部、振拳二、天成元年

(九二六)の条に、

八月。御史臺奏。凡新除官、及差使者、合於正辭。每遇内殿起居日、百官不於正衙叙班。其差使、及新除員、其日辭謝不得。或恐差使者、已定發日、除官者、准宜催發。以一日無班、便妨辭謝。臣愚參詳、每内殿起居日、百寮先叙班於文明殿庭。候辭謝官退、則班入内殿。冀便於官吏・辭謝者。從之。

とあり、内殿起居の日に百官が文明殿庭に班することになったのは翌八月でありそれ以前は、正衙(文明殿)に序班しなかったとある。『五代会要』卷六、雜錄も天成元年八月に繫年している。

- ③③ 北宋の朝儀と聴政については、平田茂樹氏「宋代の宮廷政治―「家」の構造を手掛かりとして―」(筭谷和比古氏編『公家と武家Ⅱ―「家」の比較文化的考察―』思文閣出版、一九九九年)・趙冬梅氏「試論通進視角中的唐宋閣門司」(鄧小南氏主編『政績考察与信息渠道―以宋代為重臣』北京大学出版社、二〇〇八年)及び陳暉氏「北宋政情、政風下の軛對制」(『史學月刊』二〇一〇―一一)参照。

- ③④ 同様に、耿氏は、『五代会要』卷五、待制官に、「晋天福七年(九四二)三月、敕。今後、百官、每五日一度内殿起居日、輪差兩員官具所見、実封以聞」とあるのを以て、これ以前は五日起居は廃止されていたとする。しかし、これは二名順番で封事を上ずることを始めた、という意味であり(表二一九三、表二一八二・八四にあるように後晋天福年間においても起居の制を定めており、氏の見解には従い難い。なお前掲注⑤陳暉氏も耿氏と同様に明宗の起居廃止説をとっておられる。

- ③⑤ 前掲注⑤杜文玉氏論考参照。

- ③⑥ 『新五代史』卷五四、雜伝四二、李琪伝。

- ③⑦ 表三―四〇に、「己亥(十五)、帝御文明殿、百官入閣、如月朔之儀、從新例也」とある。本文に挙げた『冊府元龜』卷四七六、台省部、奏議七、清泰二年の条に、「天成元年七月勅。加每月十五日入閣、罷五日起居」とあり、天成元年七月段階で、望日入閣した際の

五日起居をやめるといふ措置をとっているので、五月に勅が出て八月まで望日入閣が実行されなかつた可能性がある。また、表三を見ると必ずしも朔望だけでなく余日も入閣の記載があるが、やはり干支の間違ひの可能性もあり即断はできない。

③⑧ 然唐故事、天子日御殿見羣臣、日常參。朔望薦食諸陵寢、有思慕之心、不能臨前殿、則御便殿見羣臣、日入閣。宣政、前殿也。謂之衙。衙有伏。紫宸、便殿也。謂之閣。其不御前殿而御紫宸也、乃自正衙喚仗、由閣門而入。百官俟朝于衙者、因隨以入見。故謂之入閣。然衙、朝也。其禮尊。閣、宴見也。其事殺。自乾符已後、因亂禮闕。天子不能日見羣臣、而見朔望。故正衙常日廢仗。而朔望入閣有仗。其後習見、遂以入閣爲重。至出御前殿、猶謂之入閣。其後亦廢、至是而復。然有司不能講正其事。凡羣臣五日一入見中興殿、便殿也。此入閣之遺制、而謂之起居。朔望一出御文明殿、前殿也、反謂之入閣。琪皆不能正也。

③⑨ 前掲注①参照。

④⑩ 前掲注⑤耿元驪氏論考参照。表二一五三『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会二にも同趣旨の奏議があり、いずれが是なのか決しがない。

〔天成四年〕四月。中書門下奏。五月一日入閣起居。准貞元七年四月二十八日勅。昔者聖賢觀象、因天地交會之次。爲父子相見之儀。沿襲成風。古今不易。王者制事、在於因人。酌其情而使中、順其俗以爲禮。咸觀之儀、既行父子之間。資事之情、豈隔君臣之際。自今後、每年五月一日、御宣政殿、與文武百寮相見。京官九品已上、外官因朝奏在京者、竝聽就列。宜令所司、量定儀注、頒示天下。仍編禮式、永著常規者。伏以、本朝舊制、近代不行。方當開泰之期、難曠會同之禮。宜興盛典、以耀明庭。五月一日、應在京九品已上官、及諸進奉使、竝准貞元七年勅、就位起居。自此每年永爲常式者。奉勅、宜依。

④⑪ 『唐會要』卷二四、受朝賀に、

至元和三年四月、詔。五月一日、御宣政殿受朝賀禮儀、停（先是、創有此禮。自後亦不多行。至是、上以術數之說、禮經不載、遂罷之）。

とある。五月は夏至のある月であり、陽が極まって陰に転じるので善月ではないという見方があった。中村裕一氏『中国古代の年中行事 第二冊春』三五六頁参照。徳宗の意図は、陰に転じる月に敢えて出御して皇帝の權威を高めることにあった。

④② 前掲注③参照。

④③ 北宋では、五月一日の朝会は元旦・冬至と並ぶ大朝会と位置付けられていた。『宋史』卷一四三、儀衛志一参照。

④④ 東西上閣門は宣政殿の脇門である。『唐兩京城坊考』卷一。

④⑤ 表二一七八に、

清泰二年（九三五）御史中丞盧損上言五事。其一。臣觀、陛下勤儉爲本。宵旰是專。日新之德繼聲、時病之憂漸息。事纔達聽、言乃必行。若有隱於聖明、必貽咎於陰責。器小而誠難測海、日下而但合傾心。今欲曉諭中外臣寮、載星登車、端門待漏。寅初開鑰、日出排班中興殿。庶事未通、乞光降宣不坐。冀視朝之制合古。事君之禮得中、匪懈之誠咸專。未明之求外顯（中略）詔曰、聽政不坐、禮儀而合使先知。

とあり、末帝の頃には百官は中興殿に立班し、ただちに不坐を宣したという。中興殿に班するとあるので、この場合、内殿起居の可能性があり、それにも宣不坐があったと解釈できる。前掲注④②に引く内殿起居の制では、文明殿に班するとあるが、その後中興殿に場が変わった（表二一三八）。前掲注⑤杜氏論考参照。

④⑥ 横行参とは、横行参仮のことであろう。横行参仮とは休暇あけの儀礼的朝参である。『宋史』卷一一六、礼志一九、賓礼一参照。なお追朝については、唐代のそれに関して呉麗娘氏「唐代的常朝与追朝」、『文史知識』二〇〇七—一（一）参照。ちなみに、呉氏の唐代常朝理解は、根拠は示されていないが、憲宗朝に紫宸殿が常朝の場になったとされる。

④⑦ 前掲注⑤杜氏論考に常朝と内殿起居以下の差異が指摘されているが、常朝は引用文中の内殿起居以下の皇帝が出御する行事とは根本的に違う点を考慮すれば分かりやすい。

- ④⑧ 唐代では、二日に一度の宣不坐退朝は便宜的なもので、建前上は毎日視朝すべきものであった。前掲注②拙稿参照。
- ④⑨ 『大唐六典』 卷七、工部郎中・員外郎の条。
- ⑤⑩ 前掲注⑤呉麗娛氏論者は五代の朝参は基本的に唐制の延長とされている。同氏著五四八頁。
- ⑤⑪ 『資治通鑑』 卷二四三、寶曆二年（八二六）十二月の条に、

敬宗之世、毎月視朝不過一二。上始復舊制、每奇日未嘗不視朝（奇、紀宜翻、隻也、唐制、天子以隻日視朝）。

とあり、敬宗皇帝の時代、皇帝の怠慢で聴政が衰退していたことを伝える。前掲注①拙著第一部、第五章（初出二〇〇二年）参照。

⑤⑫ 入閣に転対制度があり百官が輪番で奏事し、五日起居でも一時期、転対制度が導入されていたが、実質的意義はあまりなかった。

表二二二・二九・三三・三七・四二・四五・五九・六一・六二・九三・九四・一〇〇・一〇一、前掲注⑤陳擘氏論者参照。

（本学文学部教授）

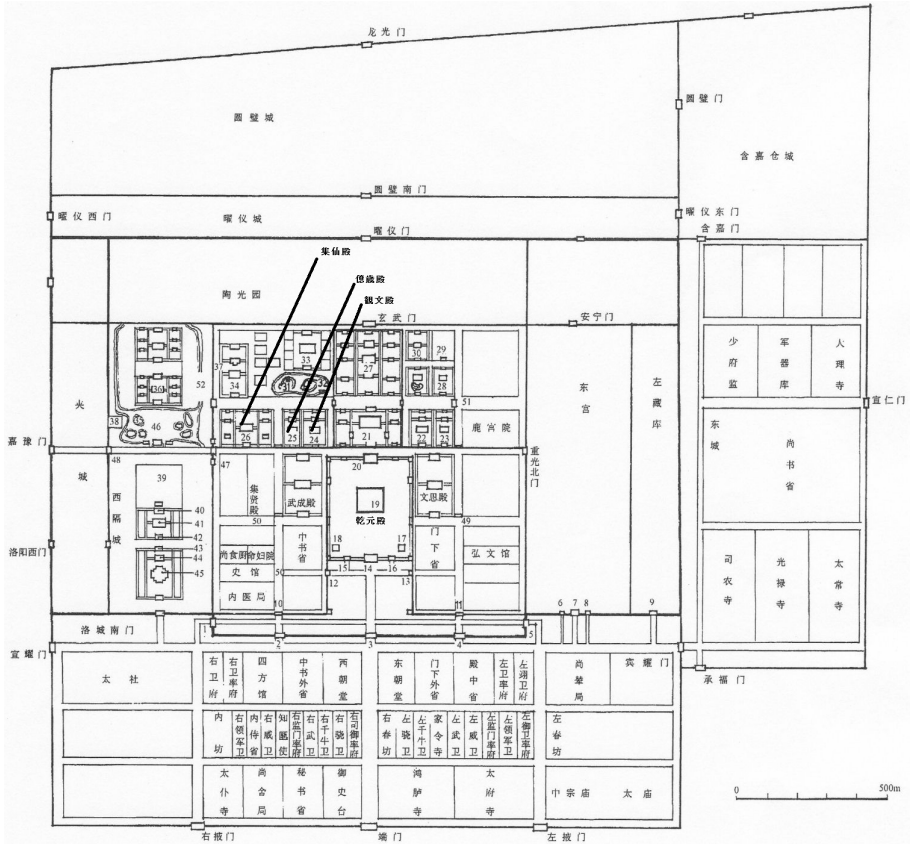


図1.唐洛陽宮城圖：傅熹年氏主編『中国古代建築史2—三國、兩晉、南北朝、隋唐、五代建築』（中国建築工業出版社、2001年）に加筆

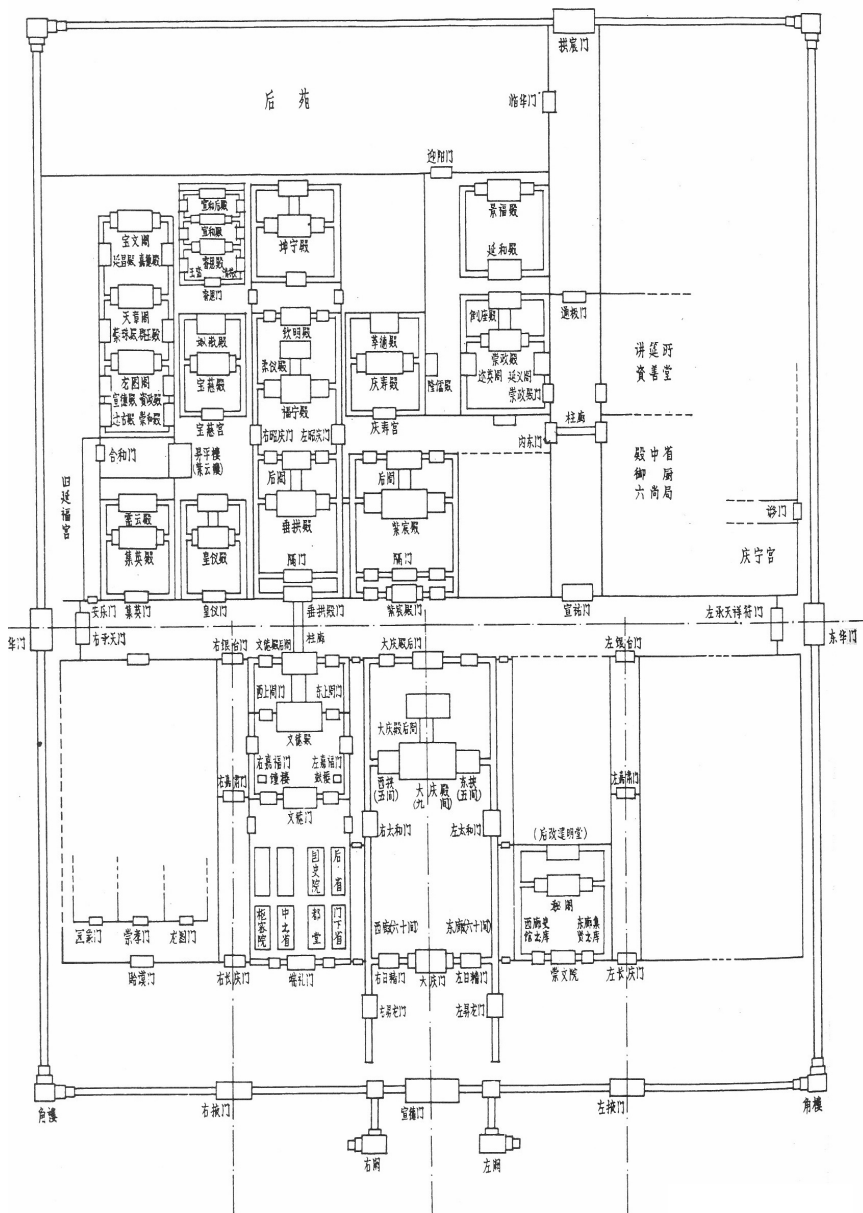


图2.北宋开封宫城图：傅燕年氏「山西省繁峙縣觀山寺南殿金代壁畫市所繪建築的初步分析」(『傅燕年建築史論文集』文物出版社，一九九八年，初出一九八二年)

表2.五代朝儀の変遷

31	天成元年7月	926	毎月十五日入閣、五日起居をやめる	旧史45、唐書21、閔帝紀	清泰2年7月4日宋上奏引く勅：15日の五日起居をやめる？
32	天成元年7月18日	926	入閣の際、待制・次对官奏事・左右起居は言動を記して史館に送る。五日一度起居の際、百官の上奏を許す	冊517、唐書部、振挙2	五会5、待制官は、待制・次对を輒対と記す。
33	天成元年8月13日	926	晏筵34を出し、百官の筵無き者に賜う	旧史37、唐書13、明宗紀	
34	天成元年8月	926	起居の日、百官は新除官・使者が辞謝した後、内殿に入る	五会6、雜錄	
35	天成元年8月	926	新授令・續は正衙辞謝後、皆内殿辞謝させる	五会19、果令	
36	天成元年9月9日	926	禮部に釈道二教、中興殿で設講	旧史37、唐書13、明宗紀	
37	天成元年10月	926	聽事入閣及び五日起居を輒対奏事	冊108、帝王部、朝会2	
38	天成元年12月3日	926	五日起居の日の常朝辞謝は次の日に日延べする・文武両班の班を文明殿前から中興殿外にする	五会9、雜錄	
39	天成元年12月11日	926	節度・觀察・防禦・経略・団練使・諸州刺史の兼任・上佐官の待替・進奉到闕、本道に帰る時は輒参し正衙辞見辞する	五会17、御史台	
40	天成2年1月14日	927	御史台に令して百官に毎日朝参を勸行させる	冊108、帝王部、朝会2	
41	天成2年4月10日	927	廊下殿において私礼を禁じる	旧史38、唐書14、明宗紀4	
42	天成2年6月22日	927	右拾遺符襲、五日の起居の輒対をやめることを上奏	冊475、台省部、奏議6	勅下されたかかは不明
43	天成2年8月	927	内中公事で中書に中書に関わらないものは祕密院直学士が史館に送る	冊560、国史部、記注	
44	天成2年9月2日	927	入閣日に殿中侍御中が饗餼儀にて糾察	冊517、徽官部、振挙2	常朝の例に従う
45	天成3年8月6日	928	起居郎趙熙、五日起居で文武両班にこどもも奏対させる	冊475、台省部、奏議6	勅下されたかかは不明
46	天成3年9月25日	928	冬事中孔昭序、常朝における呵省官の不拝を上言	冊475、台省部、奏議6	勅下されたかかは不明
47	天成3年10月21日	928	冬至の受朝賀を元日に準じる・唐貞元7年初に準じて五月一日に在京九品以上官及び諸道進奉使の起居を受け	五会5、受朝賀	
48	天成3年10月	928	中書舍人盧儻、外国・諸藩の朝見を正殿で奏行するよう	冊475、台省部、奏議6	多く便殿で引対していた
49	天成3年11月11日	928	節度使と文武両官の新除及び罷任朝見は通講する	五会8、雜錄	
50	天成3年11月18日	928	冊封は正衙に御す	旧史39、唐書15、明宗紀5	
51	天成3年12月	928	常朝において押班宰相も拝する	五会6、常朝	
52	天成4年1月17日	929	升朝官はすべて中講する	五会6、雜錄	
53	天成4年4月29日	929	在京九品以上の官・諸道進奉使、貞元七年初に準じて	冊40、唐書16、明宗紀6・冊108、帝王部、朝会2	天成3年10月21日にすでに同様の勅あり
54	天成4年5月4日	929	朝臣の乞食賜物する者は朝朝の日に恭進を賜う	五会12、休假	
55	天成4年12月27日	929	宰相が乞食せずの時、押班・知印・内殿起居せせず、大忌の前日、日外朝を請ふ	旧史40、唐書16、明宗紀6	
56	天成4年12月	929	比部員外郎崔僊、五日起居ごとに左右史の職違を奏請	五会13、起居部、起居人	勅下されたかかは不明
57	長興元年2月5日	930	皇帝が明室に致斎する時、通天冠緋紗袍、五品以上は袴褶をつける	旧史41、唐書17、明宗紀7	
58	長興元年7月29日	930	待制防閑團練使・刺史は皆立班、次員が無い者も皆常朝に使い毎日立班	冊108、帝王部、朝会2	

表2 五代朝儀の変遷

王朝	年月	西暦	内容	出典	備考
1 唐	天祐2年7月30日	905	常朝出入を東上閤門とし、忌日奉憲には西上閤門を使用	旧唐書20下、哀帝紀	この時期、五月一日の朝会を実施していたか？
2	天祐2年9月30日	905	天文の変により五月一日の朝会をやめる	旧唐書20下、哀帝紀	
3	天祐2年5月4日	905	洛陽の宮殿・門名を変える	旧唐書20下、哀帝紀	長安と同じ名前を変更する
4	天祐2年12月17日	905	毎月9回、1・5・9の日に延英殿を開く。入闕は月1度とする	旧唐書20下、哀帝紀	
5	天祐3年6月20日	906	毎月1度、貞観で入闕していたのをやめ、崇勳殿に入闕する	旧唐書20下、哀帝紀	
6	天祐3年12月11日	906	1・5・9の朝日の陛下食を元帥府が用意する	旧唐書20下、哀帝紀	
7 後梁	開平元年4月	907	皇身の宮殿名を変える	冊196、梁武帝、建都	
8	開平元年8月	907	大臣を冊封する際には臨軒する	旧史3、梁書3、太祖紀3	
9	開平元年10月28日	907	月初入闕、望日延英とする	旧史3、梁書3、太祖紀3	
10	開平3年6月	909	太保職建を廃止し、1・15日入闕祭賀し、余日は入朝させず	冊319、宰相部、養龍2	五会11は10月に作る
11	開平3年8月1日	909	常朝、崇勳殿に御せず、便殿にて臨政	旧史4、梁書4、太祖紀4	
12	乾化元年2月15日	911	金吾大將軍・侍制官に各の奏事せしむ	旧史6、梁書6、太祖6	
13	乾化元年5月10日	911	左右銀台門より朝参するに、従者を制限し入闕させず	冊5、諸宮雜錄、太祖6・五会5	
14	乾化元年9月1日	911	入闕の際に刑法・待制官が奏事する	冊197、門衛部、朝会	
15	貞明年間	915 ～ 920	3日常朝するごとに1日放朝する	五会6、常朝	
16	龍徳元年1月6日	921	諸道入奏判官は正衙を退いた後、中書門下で詳附する	冊191、門衛部、立法制	
17	某年某月某日		高官が薨じた際には毎日の朝を輟す	五会6、輟朝	
18 後唐	同光元年1月7日	923	冬至に朝儀せず。百官は東上閤門に詣り拜表納箋	冊108、帝王部、朝会2	
19	同光元年12月	923	常朝の際において百官の女ならざる西省官も参する	五会6、常朝、	
20	同光2年12月4日	924	常朝官のうち一部は内殿対見しその他は正朝に赴く	五会6、雜錄	宣不坐の後の拜
21	同光2年4月	924	阿含監對・入闕侍衛・刑曹法官・文武同班、上封は史館に送る	五会18、諸司送史館事例	
22	同光2年5月25日	924	千牛・進馬は入闕ごとに感儀、3度知らなければ除名	五会15、兵部	
23	同光3年8月29日	925	百官、三日一趨朝、宰相は毎日中書で覆事	冊108、帝王部、朝会2	天津橋が通行不可のため
24	天成元年5月3日	926	宰相百官、常朝の他に五日一度起居、急切公事は延英を闕く	五会5、明望朝参	
25	天成元年5月19日	926	内殿に御する前に宣不坐して放朝退班する	五会6、常朝	
26	天成元年5月30日	926	従来の月旦入闕・賜食を、朔望にする	冊108、帝王部、朝会2	
27	天成元年6月4日	926	皇弟の膳厨を休罷3日にする	旧史36、唐書12、明宗紀2	
28	天成元年6月10日	926	大蕃入朝の際、百官も正門に班して感儀を示す	旧史36、唐書12、明宗紀2	入闕の後、警省を引對
29	天成元年6月18日	926	五日起居ごとに百官が對對奏事する	冊275	
30	天成元年7月20日	926	兩使判官・州風令録の在京除授は内殿謝官する、判司・主簿は朝對を註さず	五会14、吏部	

表2 五代朝儀の変遷

89	天福4年12月	939	正旦朝会の制を定める	五会5	
90	天福5年1月26日	940	宰相・使相の朝見辞謝は崇元門内で百官と表にする；入閣において翰林学士・前任郡守等は百官班列による	冊108、帝王部、朝会2	
91	天福5年2月	940	元旦・冬至の朝会の章章を詳定する	五会6	
92	天福5年8月16日	940	逐鹿二種行名をよする	旧史79	
93	天福7年閏3月19日	942	五日一度起居の際に画員に封筆させる	旧史80	
94	天福7年5月16日	942	五日起居において監封官を引連し、謝恩は彫儀とする	冊108、帝王部、朝会2	帝不予の爲の彫儀
95	開運元年8月8日	944	正衙辞謝、宰相・使相に押班をよめる；刺史・諸侯・台省・少監長吏は部内の卑凡百官員と同班列しないようにする	冊108、帝王部、朝会2	
96	開運元年11月6日	944	正衙宣不坐の際、押班御史・通事舍人、天成三年以前の例により拜礼させず、押班宰相は従来どおり	冊108、帝王部、朝会2	後唐明宗の礼を修正して大唐の礼と折衷する
97	開運2年8月	945	宣明序班における儀射の出入順序を定める	五会6、文武百官朝謁班序	
98	開運2年5月	945	元旦・冬至大朝会の参工不足一かりに停止	五会7、雜錄	
99	後漢乾祐2年5月	949	近來入閣の礼実施せず一筋行する、不可ならば起居す	冊108、帝王部、朝会2	
100	乾祐3年8月26日	950	五日起居の彫儀をよめる	旧史103、漢書5、臨帝紀下	
101	後周広順元年1月18日	951	累朝の五日起居の彫封が機能していないことを指摘→封事を閣門に詣り進納	冊103、帝王部、招議2	
102	広順3年3月14日	953	五日起居における左右巡使の儀注を定める	五会17、知班	
103	広順3年3月	953	節度使・防禦團練使・刺史・行軍副使等の正衙辞謝を削行	五会6、雜錄	
104	広順3年10月12日	953	正衙辞謝に赴かない者を檢送させる	五会6、雜錄	
105	広順3年11月	953	同階級官者班次を勅内先後によって定める	五会6、文武百官朝謁班序	
106	顯徳元年3月7日	954	内外臣僚で面対を欲する者は階門司に求める	冊96、帝王部、教習15	
107	顯徳元年10月	954	樞密院直學士に毎月の場合を記録し更直に送る	冊560、国史部、記注	
108	顯徳4年1月	957	入閣の日に廊下食を賜う	五会6、廊下餐	
109	顯徳4年2月3日	957	入閣の日に廊下食を宜賜する	冊108、帝王部、朝会2；旧史117	上文と重複する
110	顯徳5年閏7月1日	958	文武百官が諸々の朝参に到らなかつた時及び失儀の罰則を規定	五会6、雜錄	
111	顯徳5年閏7月	958	流内餘の正衙辭・中謝の時朝	冊634、餘選部、條制6	五会21と矛盾
112	顯徳5年11月	958	下直翰林學士→毎日起居、当直學士→晩朝	旧史119、志11、職官	
113	顯徳5年12月23日	958	同上	旧史118、周書9、世宗紀6	

表2.五代朝儀の変遷

59	長興元年11月6日	930	五日軼対は煩雑なので、入闕のみ刑法・待制官の次対をする。				
60	長興元年以後?1月庚寅日	930	元旦・冬至の貢物についての規定		冊475、台省部、奏議6		統奏納れず?
61	長興2年3月28日	931	入闕、五日起居の待制・軼対は史館に抄送している。時政記・起居注の美施を奏請→朝臣の起居、入闕の奏対公事は史館に宣付する。時政記・起居注は別冊とす		冊475、台省部、奏議6		
62	長興2年8月18日	931	五日起居の軼対をやめる→明望入闕の時制・軼対は謹		五会18、史館雜錄		
63	長興2年12月7日	931	前任節度・防禦・団練使・刺史の毎日常朝を止め、五日起居		冊108、帝王部、朝会2		旧史42は軼対停止に言及せず
64	長興3年1月	932	親王の兼侍中・中書令は宰相と分班定位置する		五会6、雜錄		
65	長興3年3月3日	932	入闕賜食の際に向省は他の朝官と共に敷政門外廊下に着座する		冊108、帝王部、朝会2		
66	長興4年4月9日	933	御史台・刑部・大理寺官、公孫によつて朝参を免じる		五会6、雜錄		
67	清泰元年4月21日	934	私祀の奉行に關わらず五月一日の朝儀を發行する		冊108、帝王部、朝会2		
68	清泰元年5月9日	934	私忌の日、大朝會・入闕・軍召は皆朝参する		旧史46、唐書22、末帝紀上		旧制の確認
69	清泰元年6月22日	934	常朝宣不坐の後、敷政門外で宣賜酒食、群臣謝恩の後		冊108、帝王部、朝会2		
70	清泰元年10月某日	934	冬至の朝賀せず開門拜表の儀注を定める		冊108、帝王部、朝会2		
71	清泰元年11月5日	934	前任節度使・刺史・行軍副使、五日起居の他に全班起居の時も班す		旧史46、唐書22、末帝紀上		
72	清泰2年3月	935	宰相判三司事、毎日内殿起居するので前班押班を免じ		五会13、中書門下		
73	清泰2年7月4日	935	御史中丞盧損、令・縁の内殿辭謝を止め、正衙辭謝とすることを奏請→班されず		旧史47、唐書23、末帝紀中		
74	清泰2年7月4日?	935	宰相盧文紀ら、唐の故事によつて開延英の制を請う→		冊476、台省部、奏議7		
75	清泰2年7月25日	935	宰相盧文紀ら、唐の故事によつて開延英の制を請う→		旧史47、唐書23、末帝紀中		
76	清泰2年11月	935	移班廳下の儀の儀材の位置を定める		五会6、文書百官朝謁班序		
77	清泰2年12月17日	935	廣運の太廟に關わらず元旦朝賀を發行する		冊108、帝王部、朝会2		
78	清泰2年	935	中興殿に排班した時点まで宣不坐する		冊476、台省部、奏議7		
79	清泰2年	935	宰相・節度使の奏対を端明殿學士が史館に送る		冊560、國史部、記注		
80	清泰2年3月11日	936	内庭公事は祗密院學士もしくは端明殿學士が史館に送		冊108、帝王部、朝会2		
81	天福元年閏11月	936	天福元年12月9日		冊560、國史部、記注		
82	天福元年12月9日	936	入闕の禮おわり、中使が正衙門の例による		旧史76、晉書2、高祖紀2		
83	天福2年3月6日	937	入闕の禮おわり、中使が正衙門にて、賜食を口宣する		旧史76、晉書2、高祖紀2		
84	天福2年4月24日	937	行朝における五日起居の百官入朝の順序を定める		冊108、帝王部、朝会2		開封?
85	天福2年4月28日	937	行朝における入闕目の賜食を正衙門内西廊下にす		冊108、帝王部、朝会2		
86	天福2年11月1日	937	常朝・朝望朝参の職位を定める		旧史76、晉書2、高祖紀2		
87	天福2年11月	937	唐制に倣ひ、常参官・常参参・朝望朝参を定める		五会5		
88	天福4年11月	939	宰相に勅して時政記を執筆させる		冊560		

表3 五代朝儀と職掌（奉行場所）

王	年	月	日	西暦	即位	崩御	大赦・遷都	元朝	上朝	元日朝賀	賀正	冬至朝賀	入閣	五月一日起居	常朝	出典	備考
1	唐	天祐3年	6月20日	906												田唐書20、長帝紀	朝による規定
2	後梁	天祐4年	4月18日	907	金祥厚											王会、帝号	朝による規定
3		開平2年	正月1日	908												田唐書20、長帝紀	
4		開平2年	9月14日	908												文淵殿	
5		開平2年	10月13日	908												文淵殿	
6		開平3年	1月1日	909												田史4、梁書4、太祖紀1	梁植・蕭瑄字上のみ
7		開平3年	3月1日	909												田史4、梁書4、太祖紀1	文武百官皆表
8		開平3年	5月12日	909												田史4、梁書4、太祖紀1	
9		開平3年	11月24日	909												田史4、梁書4、太祖紀1	
10		開平3年	8月1日	909												田史4、梁書4、太祖紀1	朝により常朝御せず
11				909												田史4、梁書4、太祖紀1	朝により常朝御せず
12				909												田史4、梁書4、太祖紀1	朝により常朝御せず
13		開平3年	9月11日	909												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
14		開平3年	11月2日	909												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
15		開平4年	1月1日	910												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
16		開平4年	11月13日	910												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
17		開平5年	2月1日	911												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
18		開平5年	3月1日	911												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
19		開平5年	5月1日	911												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
20		開平5年	5月1日	912												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
21	後唐	同光元年	10月19日	923												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
22		同光元年	1月7日	923												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
23		同光2年	1月1日	924												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
24		同光2年	7月1日	924												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
25		同光2年	7月1日	924												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
26		同光2年	11月1日	924												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
27		同光3年	1月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
28		同光3年	1月18日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
29		同光3年	2月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
30		同光3年	2月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
31		同光3年	閏2月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
32		同光3年	閏2月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
33		同光3年	4月28日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
34		同光3年	4月28日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
35		同光3年	5月2日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
36		同光3年	5月2日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
37		同光3年	7月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
38		同光3年	7月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
39		同光3年	7月18日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
40		同光3年	8月13日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
41		同光3年	8月13日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
42		同光3年	10月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
43		同光3年	10月4日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
44		同光3年	10月16日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
45		同光3年	10月22日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
46		同光3年	11月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
47		同光3年	11月10日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず
48		同光3年	12月1日	925												田史5、梁書5、太祖紀5	朝により常朝御せず

表3.5代朝繼と順字(奉行場所)

147	長祿4年2月12日	933						中興殿			冊178、帝王部、朝皇3	
148	長興4年5月1日	933	文明殿					文明殿			冊108、帝王部、朝皇2	
149	長興4年5月15日	933	文明殿					文明殿			冊108、帝王部、朝皇2	
150	長興4年6月1日	933	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
151	長興4年6月21日	933						広寿殿			冊108、帝王部、朝皇2	
152	長興4年7月1日	933									冊108、帝王部、朝皇2	
153	長興4年7月19日	933						広寿殿			冊178、帝王部、朝皇3	駕をおして御見
154	長興4年8月14日	933						広寿殿			冊144、唐孝心、明宗紀1	
155	長興4年9月1日	933	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
156	長興4年10月1日	933	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	雨にて視朝せず
157	長興4年11月1日	933	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
158	長興4年11月21日	933						瑞和殿			冊145、唐書20、明宗紀1	
159	長興4年12月1日	933						中興殿			冊145、唐書21、國府記	
160	長興4年12月8日	933									冊278	院帝の最初の御見
161	長興4年12月29日	933						中興殿			冊108、帝王部、朝皇2	唐初の中興殿建政
162	保元元年1月1日	934						広寿殿			冊108、帝王部、朝皇2	貞白、箇門にて奉儀
163	保元元年2月1日	934	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
164	保元元年3月1日	934									冊108、帝王部、朝皇2	
165	保元元年4月8日	934									冊144、唐書22、末帝上	
166	保元元年4月16日	934	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
167	清泰元年5月1日	934	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
168	清泰元年2月16日	935									冊108、帝王部、朝皇2	
169	清泰3年1月1日	935									冊93、帝王部、敬有12	晋高祖、晋陳塔元勳にて即位、大赦
170	後晋天福元年12月14日	936	(崇元殿)									
171	天福元年閏11月29日	936									冊93、帝王部、敬有12	
172	天福2年1月1日	937	文明殿								冊108、帝王部、朝皇2	
173	天福2年6月1日	937									冊108、帝王部、朝皇2	
174	天福2年6月1日	937									冊108、帝王部、朝皇2	
175	天福2年6月1日	938									冊108、帝王部、朝皇2	
176	天福2年10月5日	938									冊17、帝王部、敬有2	親許より敬字を受ける
177	天福2年11月23日	938									冊108、帝王部、朝皇2	
178	天福4年1月1日	939									冊108、帝王部、朝皇2	
179	天福4年5月1日	939									冊108、帝王部、朝皇2	
180	天福4年7月3日	939									冊108、帝王部、朝皇2	
181	天福4年閏7月1日	939									冊108、帝王部、朝皇2	朔日御の為3日に入朝
182	天福4年12月1日	939									冊108、帝王部、朝皇2	朔日で入朝せず
183	天福5年1月1日	939									冊108、帝王部、朝皇2	大雪で入朝せず
184	天福5年1月15日	939									冊148、唐書3、高祖紀5	
185	天福5年2月1日	940									冊108、帝王部、朝皇2	
186	天福5年2月1日	941									冊108、帝王部、朝皇2	
187	天福5年1月1日	942									冊108、帝王部、朝皇2	職役の為受朝せず
188	天福5年2月28日	942									冊2、帝王部、敬有	
189	天福5年6月16日	942									冊148、唐書7、少帝1	出帝最初の建政
190	天福5年7月18日	942									冊108、帝王部、朝皇2	史書には正統と表記
191	開運元年7月1日	944									冊108、帝王部、朝皇2	旧吏日、明徳門にて直叙
192	開運元年1月1日	945									冊94、帝王部、敬有13	本下にて朝儀せず
193	開運2年6月1日	945									冊108、帝王部、朝皇2	
194	開運2年6月1日	945									冊108、帝王部、朝皇2	

表3 五代朝儀と殿宇(舉行場所)

195	開運2年11月10日	945							禁元殿							旧史84、晋紀10、少帝紀4
196	開運2年11月10日	946							禁元殿							旧史84、晋紀10、少帝紀4
197	開運2年11月21日	946							禁元殿							旧史85、西夷附錄1、少帝紀5
198	契丹 天福12年1月8日	947							正殿殿							新史72、西夷附錄1
199	天福12年1月9日	947							正殿殿?							新史72、西夷附錄1
200	天福12年2月1日	947							禁元殿							旧史99、漢書1、高祖紀上
201	天福12年3月1日	947							禁元殿							魏285、契丹紀上
202	泰 天福12年5月17日?	947							禁元殿							魏285、契丹紀上、聖明宗家人伝3、 契丹紀上、契丹紀下
203	後漢 天福12年6月11日?	947							禁元殿							五会17、帝尊
204	乾祐元年1月1日	948							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
205	乾祐元年2月1日	948							万善殿							旧史101、漢書3、應帝紀上
206	乾祐元年2月7日	948							万善殿							旧史101、漢書3、應帝紀上
207	乾祐元年3月5日	948							正殿殿							旧史101、漢書3、應帝紀上
208	乾祐元年3月9日	950							正殿殿							旧史108、漢書5、應帝紀下
209	乾祐元年5月1日	950							禁元殿							旧史108、漢書5、應帝紀下
210	乾祐元年5月6日	950							禁元殿							五会18、帝尊
211	乾祐元年5月11日	951							禁元殿							旧史108、漢書5、應帝紀下
212	後蜀 乾祐元年3月13日	951							正殿殿							旧史33、晋紀9、朝会2
213	后唐 乾祐元年1月1日	951							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
214	后唐 乾祐元年7月28日	951							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
215	后唐 乾祐元年12月23日	951							正殿殿							旧史435、晋紀9、朝会2
216	后唐 乾祐元年5月1日	952							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
217	后唐 乾祐元年7月28日	952							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
218	后唐 乾祐元年11月1日	952							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
219	后唐 乾祐元年11月27日	952							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
220	后唐 乾祐元年11月27日	952							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
221	后唐 乾祐元年11月27日	952							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
222	后唐 乾祐元年11月27日	952							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
223	后唐 乾祐元年4月某日	953							禁元殿?							旧史123、周書14、安福信
224	后唐 乾祐元年5月1日	953							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
225	后唐 乾祐元年7月28日	953							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
226	后唐 乾祐元年11月9日	953							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
227	顯德元年1月1日	954							正殿殿							旧史113、周書1、太祖紀4
228	顯德元年1月1日	954							禁元殿							旧史113、周書5、世宗紀1
229	顯德元年1月27日	954							禁元殿							旧史114、周書5、世宗紀1
230	顯德元年3月7日	954							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
231	顯德元年3月14日	954							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
232	顯德元年3月14日	954							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
233	顯德元年11月20日	954							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
234	顯德2年1月1日	955							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
235	顯德2年4月1日	955							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
236	顯德2年8月1日	955							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
237	顯德2年9月24日	955							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2
238	顯德3年1月1日	956							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
239	顯德3年6月1日	956							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
240	顯德3年9月21日	956							禁元殿							旧史108、帝王部、朝会2
241	顯德3年11月12日	956							正殿殿							旧史108、帝王部、朝会2